



# Advise

## i-Mark C.P.T.A. Corporation

第137号

送信日 2017/02/11

文責 都谷

### 中小企業向け設備投資促進税制が変わります！

生産性向上設備投資促進税制は今年3月31日をもって予定通り廃止されることとなりましたが、平成29年税制改正大綱では、新たな中小企業向けの設備投資促進税制（以下「中小企業経営強化税制」といいます）が設けられることとなりました。なお、従来からの中小企業投資促進税制と商業・サービス業等活性化税制は平成31年3月末まで制度が残ることとなっています。

#### （1）中小企業経営強化税制（新制度）の概要とを他の制度との比較

従来の中小企業投資促進税制の上乗せ措置（生産性向上設備等に係る即時償却等）について、中小企業経営強化税制として枠組みを変え、すべての器具備品および建物附属設備を対象とした形で設けられました。

|                        | 中小企業経営強化税制<br>(新しい制度)   | 中小企業投資促進税制   | 商業・サービス業等活性化税制                                  |
|------------------------|---|--|---|
| 対象法人                   | 青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下）  |  |   |
| 経営力向上計画                | 必要（※1）  | 不要   | 不要（※2）  |
| 適用期間                   | 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで   | 平成31年3月31日までに延長  |   |
| 適用対象                   | 生産等設備を構成する機械装置、工具、 <b>器具備品、建物附属設備</b> およびソフトウェアで、特定経営力向上設備等に該当するもののうち、一定金額以上（※3）のもの | 機械装置、工具、ソフトウェア、車両運搬具のうち一定金額以上（※3）のもの（ <b>平成29年4月1日より器具備品は除外されている</b> ） | <b>器具備品、建物附属設備</b> で経営改善に資するもののうち、一定金額以上（※3）のもの |
| 特別償却                   | <b>即時償却（取得価額の100%償却）</b>  | 特別償却（取得価額の30%償却）   |   |
| 税額控除                   | 取得価額の7%（特定中小企業者等（※4）は、10%）  | 特定中小企業者（※4）のみ取得価額の7%   |   |
| 法人税額の20%が上限で1年間の繰越制度あり |   |  |   |

※1 アイマーク税理士法人では経営力向上計画策定の支援も行っています。

※2 この制度では経営力向上計画作成は不要ですが、認定支援機関等から経営の改善に資するとして認められた対象資産であることが必要です。アイマーク税理士法人は認定支援機関として国からの認定を受けています。

※3 一定金額以上とは、機械装置ならば1台又は1基160万円以上、器具備品ならば1台又は1基30万円以上、建物附属設備ならば1台60万円以上、ソフトウェアなら70万円以上と資産ごとに定められています。

※4 特定中小企業者等とは、資本金の額が3000万円以下の中小企業です。なお資産の事業供用時点の資本金で判断します。

## (2) 中小企業経営強化税制のA類型とB類型

3月で廃止される生産性向上設備投資促進税制のA類型、B類型とほぼ同じです。**B類型の収益力強化設備**は経済産業局による投資計画の確認を受けてから、経営力向上計画の申請となり時間を要するうえに、これを設備取得までに完了しなければなりません。したがって早い段階で準備することが必要となります。

|     | 生産性向上設備 (A 類型)   | 収益力強化設備 (B 類型)  |
|-----|--|---|
| 要件  | 生産性が旧モデルより1%以上向上   | 投資収益率が年5%以上   |
| 確認者 | 工業会等   | 経済産業局   |
| 手続  | ①工業会等から証明書が発行される<br>②経営力向上計画の申請し認定をうける<br>③設備を取得する<br>④税務申告をする(証明書添付)。 | ①投資計画を策定する<br>②税理士等が投資計画を事前確認する<br>③経産局が投資計画を確認する<br>④経営力向上計画の申請し認定をうける<br>⑤設備を取得する<br>⑥税務申告をする |

## (3) 生産性向上設備投資促進税制廃止に伴って・・・

建物と構築物に関しては、生産性向上設備投資促進税制で可能であった特別償却(取得価額の25%を限度)、税額控除(取得価額の3%)といった優遇措置はなくなります。たとえば3月31日までに建設が完了し引き渡しを受ける建物について生産性向上設備投資促進税制B類型の利用が可能な場合は、経済産業局への申請書類の提出を急ぐ必要があります。

建物附属設備に関しては、特別償却、税額控除ともに新しい制度を利用するほうが有利となるので、4月以降の取得の方がよいともいえます。

特別償却、税額控除を利用する場合、適用要件が複雑ですので、設備投資を検討されている場合は当事務所の担当者までご相談ください。